

富田林市要綱第26号

富田林市イメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市イメージキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出申込書の提出)

第2条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、富田林市イメージキャラクター着ぐるみ貸出申込書（様式第1号）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

(貸出承諾等)

第3条 市長は、前条に規定する貸出申込書の提出があつたときは、速やかに内容を審査の上、貸出しの承諾の可否を決定し、富田林市イメージキャラクター着ぐるみ貸出承諾・非承諾書（様式第2号）により、貸出希望者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを承諾しないものとする。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(6) その他市長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(貸出等)

第4条 着ぐるみの貸出承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、富田林市役所本庁に来庁して借り受けなければならない。

2 使用者は、富田林市役所本庁に来庁して着ぐるみの点検を受け、返却しなければならない。

3 着ぐるみの貸出しは、無料とする。

4 着ぐるみの貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

5 申込みの受付期間は、使用予定日の6箇月前からとする。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(2) 貸出申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 使用期間を遵守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承諾の取消し)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又は要綱の規定に違反したときは、市長は、その貸出承諾を取り消すとともに、富田林市イメージキャラクター着ぐるみ貸出承諾取消通知書（様式第3号）により通知し、既に着ぐるみを貸し出している場合は、着ぐるみの返却を求めるものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを破損又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年要綱第29号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第2号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙については、当分の間、この要綱による改正後の各要綱の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。